

早稲田大学博士論文(審査報告書)		
	学位記	文科省報告
2005	4116	① 乙 2123

No. 教研博論内-30

早稲田大学大学院教育学研究科

## 博士学位論文審査要旨

### 【申請者】

氏名 イ ホ ヒョン (1972年 7月28日生)  
大学院教育学研究科教育基礎学専攻4年在学中

申請学位 博士(教育学)

論文題目

植民地朝鮮の社会教化と文化変容に関する研究  
—戦時ファシズム期の庶民の生活実状を中心に—

受理年月日 2005年 2月22日 (課程による者の学位論文)

論文審査終了年月日 2005年10月25日

### 【審査員】

主任審査員氏名	朝倉 征夫	教授
審査員氏名	小林 敦子	教授
審査員氏名	前田 耕司	教授
審査員氏名	湯川 次義	教授
審査員氏名	森川 貞夫	日本体育大学教授

2005年11月22日の教育学研究科運営委員会にご持参願います。

## 博士論文審査報告書

申請者：李 埈鉉

論文題目 植民地朝鮮の社会教化と文化変容に関する研究  
—戦時ファシズム期の庶民の生活実状を中心に—

主査	早稲田大学教授	朝倉 征夫
副査	早稲田大学教授	小林 敦子
	早稲田大学教授	前田 耕司
	早稲田大学教授	湯川 次義
	日本体育大学教授	森川 貞夫

### 1. 本研究の目的と構成

本論文は、戦時ファシズム期—1937（日中戦争勃発）～1945—における朝鮮内の社会教化政策にともなう文化変容とアイデンティティーについて考察したものである。この時期に限定したのは、1937年に日中戦争が勃発し、翌1938年に国家総動員法がつくられ朝鮮人を直接、間接に戦時体制に組み込むきっかけになったこと、1945年が戦争終結とともに植民地体制の終結の年であるためである。

著者は、社会教化と文化変容を中心に日中戦争勃発にともなう植民地体制の変化と朝鮮社会の統制基盤となったシステム、それによる朝鮮民族、中でも青少年の日本文化への文化的同化について考察したのであるが、そのさい、植民地政府がおこなった植民地支配のための文化的同化をもとめる厳しい社会教化政策は必ずしも日本だけではなく植民地をもつ多くの国々がおこなってきた。本論文では、この問題を多文化教育の視点から考察しようというものである。植民地政策、特に教育・社会教化政策による文化変容に関する研究は海外の文献でも極めて少なく、多くの文化変容に関する研究は先住民族を含めた当該国内の少数民族の研究に留まっている。その意味で本論文は極めて意義深い論文である。

多文化教育について簡略的に述べれば、それは民主主義的な文化的多元主義に基づいた教育である。その基本は、その社会のマイノリティがもつ被支配的な文化、言語を可能な限り、支配的な文化、言語を含めた他の文化、言語と同等な価値を認めようというもので、それによる差別や同化要請は許されない。特定の文化、言語を否定し抑圧することによって、それらを持ち、用いる人々の苦しみを著しく増すことが明らかにされたからである。

教育にこのような民主主義的な文化的多元主義のあり方が求められるようになったのは、少数民族、女性、障害者などのマイノリティに属する子どもたちの学業不振、学校不適応などが、その子どもの能力によるよりは、マイノリティがもつ文化、言語の教育の場における処遇によっている可能性が高いと考えられることによる。言語、文化はそれらを用いたり、その中で生活する者にとって、日常的な行動のあり方を無意識のうちに決定する原理を含んでおり、そのために力によるその抑制や禁止がその文化、言語をもつ者に対して大きな苦しみ、ストレスをもたらすとともに、これまで獲得してきた自らの文化、言語と

同化を求められる支配文化、言語との間の相克に苦しむと考えられている。

多文化教育の原点は、同化要請、時にそれは目に見えないものであるが、による文化変容をもたらさないように、学習者である子どもがもつ文化、言語を可能な限り尊重しようというものである。

本論文は、この自らの文化、言語と支配文化、言語との間の相克の問題に焦点をあて、多文化教育とは対極にある教育である朝鮮植民地政府による社会教化政策下の教育が、文化変容を通していかに朝鮮の青少年のアイデンティティーの形成に影響したかを論じようというものである。

日本統治下の朝鮮の子どもたちは、義務教育学校に通うことによって、日本文化、日本語によって構成されたカリキュラムは言うまでもなく、潜在的カリキュラムを含む学校文化に接し同化を強く要請されるが、他方で、帰宅すれば家庭及び地域社会の文化、即ち、朝鮮文化に接するのである。子どもの心中におけるこの二つの文化の相克は、アイデンティティーの形成に大きな影響を与えたに違いない。

その際、著者は、植民地支配構造と社会教化によって朝鮮人のアイデンティティーが朝鮮人としてではなく日本人としてのアイデンティティーへ向かったのではないか、さらに総督府は朝鮮人青少年を支配構造の中に位置付けることによって庶民教化を図ったが、それによって当時の青少年と一般の成人の間にアイデンティティーの異なりが生まれていたのではないか、この可能性について論じている。

このことを視野に入れて、著者は、次の三点について検討、考察することを本稿の目的としている。(1)朝鮮農村振興運動、国民精神総動員運動を背景とした支配システムについて、社会教化・教育政策と朝鮮人のアイデンティティー形成とのかかわりから考察すること、(2)社会教化政策による村落共同体意識への働きかけと植民地政府への自発的で協力的な態度の形成について、文化変容の視点から考察すること、(3)朝鮮人としての自分と朝鮮近代化とともに進められる植民地政府のための「望ましい朝鮮人像」に近づこうとする自分、当時の青少年がもっていた二重の意識について考察すること、である。

本論文で考察の対象とした人々は、地主、資本家、官僚などを除き絶対多数を占めた農民層が中心で、数は少なかったが都市労働者を含む人々で多くは植民地支配の下で沈黙し順応した大多数の人々である。そのような朝鮮人を庶民と表現している。

日本による朝鮮植民地支配下の教育学的研究については、日韓双方に多数の優れた先行研究が存在する。しかし、社会教化による文化変容という視点にそった研究からみて本研究に近い研究は、駒込武の『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、2002、稲葉継雄『日韓国～朝鮮の日本人教員』九州大学出版部、2001、佐藤由美『植民地教育政策の研究：朝鮮・1905-1911』竜溪書舎、2000、富田晶子「準戦時下朝鮮の農村振興運動」『歴史評論』、1981、などである。駒込は、台湾、朝鮮、満州、華北占領地などにおける同化のための日本語を中心に研究をした。稲葉は、植民地朝鮮統制における日本語学校の日本人教師の役割を中心に考察した。佐藤由美は、植民地教育体制の確立の過程解明に力を注いだ。富田晶子は、農村振興運動、戦時動員体制によって、伝統的な村落秩序を基盤にいかにして官製の部落組織が拡大され、伝統的な村落にとって代わったか、について論じている。いずれも興味深く優れた研究である。しかし、研究目的、領域、論点において一部の重複は見られるものの、本論との大きな重複はなく、従って、本論がオリジナルな研究分野に位置づ

いているものと考えることができる。

研究方法は文献研究が中心で、それを補うものとして一部にインタビュー法を用いている。その理由は、文献資料だけでは当時の青少年についての具体的な生活文化にかかわる文化変容の考察が困難であること、1937年から1945年に青少年期を過ごした人々が高齢化し、70歳の半ばを過ぎていること、である。しかし、同時にこの手法には、客観性の問題、聞き取りの成果と文献研究の成果をいかに有機的に結合させるか、記憶違い、自己の行為の正当化、インタビュー対象者の体験を公開することへの恐れ、地域による偏りなど、のりこえなければならぬ課題がある。これらについては、注意深い文献とのつきあわせ、補強、誤りの訂正などがなされている。

構成は、社会教化政策による朝鮮統制システムについて考察した第一部と、青少年のアイデンティティーについて考察した第二部からなっている。前者は、社会教化の背景にある農村統制のための農村振興運動、戦時動員体制と国民総動員運動、国民総力運動について論じた第一章と、精神教化、日常生活の規制、信仰統制などと文化変容について論じた第二章からなる。第二部は、創氏改名と同化要請について論じた第一章、言語政策と同化要請について論じた第二章、青少年動員体制と青少年の教化教育について論じた第三章、社会教化と自己形成について論じた第四章からなっている。構成は以下のとおりである。項以下は省略した。

## 序論

### 第一部 社会教化政策によるシステム構築と文化変容

#### 第一章 戦時ファシズム期における社会教化の背景と諸政策

##### 第一節 農村振興運動による農村統制

##### 第二節 国民精神総動員運動と戦時動員体制の樹立

##### 第三節 国民総力運動と戦時動員体制の強化

#### 第二章 日常的な生活習慣化を通じた文化変容

##### 第一節 精神教化のための諸施策

##### 第二節 戦時協力のための諸施策

##### 第三節 婦人教化を通じた文化変容への働きかけ

### 第二部 青少年のアイデンティティーにかかわる諸相

#### 第一章 創氏改名による同化要請

##### 第一節 創氏改名の制令及び実施過程

##### 第二節 創氏改名の歴史的な背景と教育令との関連

##### 第三節 学校を中心とする創氏改名への服従と抵抗

##### 第四節 在日朝鮮人への創氏改名

#### 第二章 言語政策における同化要請

##### 第一節 朝鮮語識字運動としての夜学活動

##### 第二節 学校教育における日本語教育

##### 第三節 社会教育における日本語普及政策

#### 第三章 戦時時局下の青年動員体制と青少年教化教育

## 第一節 青年動員政策に伴う青少年教化教育

## 第二節 朝鮮青年団の結成と本格的な青年動員の実施

## 第四章 社会教化がもたらす自己形成意識への再考

### 第一節 支配政策に対する青少年の反応

### 第二節 日帝制度に対する意識の相違

### 結論

## 2. 各章の概略と論評

### (1) 第一部

(1)第一部第一章では、農村振興運動、国民精神総動員運動、国民総力運動と官、即ち、植民地政府による統制が、1930年代には洞里中心の社会的統合システムと共同体意識を利用して面の下の部落を末端行政単位として整え、植民地権力を構成員である個々の人間にまで及ぼしたこと、1937年の日中戦争の勃発とともに、農村振興運動によって作られた基盤を活用し国民精神総動員運動が展開されたが、それは面の下の「部落同盟」と10戸を単位とする「愛国班」の組織化を特徴としたこと、1940年代に入り政治、経済、文化などの生活のすべての面で朝鮮人を統制するための体制をつくろうとしたのが国民総力運動で、それは供出と配給制をテコに実施されたこと、を論じ、植民地朝鮮における統制システムについて考察した。

(2)第二章では、「内鮮一体」と朝鮮人の労働動員のために、生活態度と社会的風習、即ち、日常の生活習慣のあり方まで変更を求めた「国民精神総動員朝鮮連盟実践要目」、「皇国臣民ノ誓詞」などを検討するとともに、それらが様々な儀式、学校の朝会などにおいて齋誦され、生徒手帳、青年訓練所手帳、青年団員手帳、校訓、校規、団規などの印刷物、通知簿の表紙、一般人に対しては配給簿のカバーなどに掲載されるとともに、映画館、ラジオなどを通して日常の生活に及ぶよう普及が徹底された。37年には、愛国日が実施されたが、実施主体は官公署、会社、銀行、工場、各種団体、町洞会、部落などであったが、核となったのは10戸を単位として互いの監視、統制、伝達の役割を担っていた愛国班であった。愛国日の行事は神社の前でおこなわれ、その内容は神社・神祠ノ参拝、皇居遥拝、国旗掲揚、国歌斉唱、講話、皇国臣民ノ誓詞齋誦、天皇陛下万歳三唱、であった。神社は一面一神社のスローガンのもと57個建設され、山間僻地にまでつくられている。また、「宮城遥拝」は、夏期は午前7時、冬期は同8時に、ラジオ、サイレン、鐘などの号砲に従って毎日実施された。そのほか勤労奉仕、廃品回収、慰問袋の作製や出征軍人家族の援助などの軍事援護、貯蓄奨励、共同作業などによる勤労報国、食糧対策、志願兵の後援などの愛国班の活動を中心に日常生活が戦時体制で覆われ、それによって伝統的な文化が変化ないし失われたと著者は論じている。しかし、このような事態は部落改良のための設備標準による施設設備の整備と婦人の教化を結び付け、その施設設備を用いて、例えば、屋内外の共同作業、共同洗濯、講習会、品評会などを行った。これらについて、著者は、第三節で扱った、家内で婦人たちが祭主となって奉安した家宅神への信仰、村の共同体意識を形成してきた洞神への信仰、自然への信仰などに対する植民地政府による強力な取り締まりとは、文化変容のための車の両輪を成していると論じている。

## (2) 第二部

(1)第一章は、創氏改名がいかに実施され、それが朝鮮人にとって何を意味したか、それは当時の青少年と儒教的価値観を持っていた当時の成人との間に大きな意識の差をもたらしていたと考えられるがそれは事実か、実際にはどのようなものであったか、について考察した。

創氏改名は、単純に考えれば家を意味する「氏」を創り「名」を改めることであるが、朝鮮における「姓」は単に家を意味するだけでなく、家門を表すとともに父系の姓をとって血族関係・親族関係が形成されるから、従って、「姓」を変えることはこれらの関係を否定、破壊するもので一門、言葉を換えれば、先祖を侮辱するものであった。創氏改名は同時に、男系血統集団を意味する「父子同姓」、結婚しても女性の姓が変わらない「姓不変」、異なる姓のものを養子にできない「異姓不養」、同姓同本の男女は結婚できない「同姓不婚」などの歴史的に形成されてきた姓にかかわる原則をこわすものであった。

この章においては、上記のような特徴をもつ創氏改名と学校との関係について論じている。学校は内務部の管轄下にあり、朝鮮連盟の職業集団、地域集団などからなる各種連盟に組み入れられ、学級は末端の愛国班を形成していた。学校は全教職員に創氏に関する講演会に出席することを義務とし、学生・生徒・児童に対しては「氏の創設講演会」、「氏制度の趣旨普及講演会」などを開催した。教職員は率先して創氏することが求められるとともに、生徒・児童の家庭を訪問して創氏の説得にあたることもあった。校長及び教職員は、教職員及び生徒・児童、その保護者について、戸籍抄本を添付したうえで創氏及び改名の年月日、改氏名、旧氏名、総人数、創氏者数、創氏していない者の数を報告しなければならなかった。創氏は強制的で、保護者が拒否した場合には、その子どもが登校を拒否されたり、理由もなく叱責、殴打されたり、普通学校への入学や上級学校への進学ができない場合もあった。また、地域社会では食料を含む物資の配給対象から除外されたり、所属の愛国班の全体責任とされるなど極めて厳しい状態に直面せねばならなかった。生徒・児童を含む青少年は、創氏改名について十分な理解のない状態で学校あるいは青年団などにおける教化教育の結果、容易に創氏改名に応じている。他方、儒教的価値観を持っていた当時の成人世代は、妥協せざるを得ない現実においてなお抵抗の意識を捨てず創氏のなかに朝鮮的なものを多く残している。著者は、当時の青少年世代と成人世代とのギャップについて文献とそれを補うインタビュー調査に基づいて克明に論じている。その際、創氏に応じながらも、「・・・今日になっては血族の姓さえ奪おうとしており、同姓同本が結婚し、異姓を養子にし、婿養子が自分の姓を捨ててその家の氏になり、このような獣の道を500年の文化民族に強要するのに対して、私は獣の道より死を選ぶ・・・」という遺書を残し、南次郎総督に抗議書を提出した後自殺した全羅南道の柳建永、創氏改名に応じなければ子女を退学させると創氏を迫られ、創氏して子女を学校に送った後、先祖に謝罪すべく絶命詩を残し井戸に身を投げた、やはり全羅南道の 鎮永を掲げ、強制によって文化変容を迫られたものの厳しさ、悲惨さについて言及している。

(2)第二章は、朝鮮庶民のなかのマイノリティ階層である農民と女性のための識字教育を進めた夜学（農民夜学と女性夜学）を取り上げ考察した。夜学は、朝鮮語教育をおこなうだけでなく、民族教育をおこない朝鮮人であることの誇りを知ることができる場で

あった。従って、夜学は、戦時ファシズム期には活動の殆どが禁止された。しかし、著者は夜学が庶民の生活と切り離すことが不可能であること、公的な教育における言語教育との異なりなどから、重要な庶民教育機関として論じている。夜学は、正規の学校に通えない無産階級の子弟と就学の機会をもてなかった成人に対する教育機関である。中心的な組織として農民夜学を進めた朝鮮農民社における夜学経営、教育内容、農民教師の養成、出版物などについて論じた。夜学は農閑期である11月から2月に開かれ、参加者の資格制限等は全く存在しなかった。教育課程は朝鮮語識字学習のための基礎的な課程と生活にかかわる教養教育の課程から成っており、授業料は無料か実費負担であった。教科書には、朝鮮農民社が発刊した「農民読本」が多く用いられた。教育内容は、朝鮮語、漢文、算数、歴史、地理、唱歌などであった。夜学が開かれた場所は、私人の家、公会堂、協会、青年会館などであった。聞き取り調査では、学習者は年齢、男女にかかわらず夜学に通ったが、不就学児童、文字の読み書きができない成人、小作人、チョンミン（朝鮮の被差別部落民）など社会的に下層の人々が多かったと考察している。

女性夜学は、農民夜学などにおいても多数の女性の参加者があったが、儒教による影響から割合としては低かったために女性専用の夜学として開かれたのである。農村夜学と同様に、朝鮮語識字の教育と民族教育を柱とし、それに家庭生活、衛生保健、児童心理、料理、裁縫などを加えていた。著者は、「京城製糸株式会社の女子夜学」（1919年設立）などを論じるとともに、「朝鮮日報」、「東亜日報」、「月間朝鮮農民」などによる女性夜学に対する論評を掲げ、女性夜学が、農民夜学と同様に民族文化の価値の再発見の場であるとともに、支配階級や男性による支配からの解放に向けて女性教養を学ぶ場であると論じている。

(3)第三章では、戦時体制期に入り、植民地政府はすべての青年を組織化すべく青年団と青年訓練所（普通学校卒業生からなる）を合わせて「朝鮮青年団」を結成（41年）、統制と教育を強化したが、この章では青年団（青年隊を含む）の目的、教化・訓練内容、組織などについて考察した。即ち、これまで青年団の加入年齢は、15~25歳であったが、それを10~30歳に拡大したこと、内部を青年部（14歳以上の者）、少年部（10歳以上14歳未満で小学校、簡易学校に在学していない者）、女子部に分けたこと、青年部を、青年訓練所生徒（普通学校卒業生）からなる第一班、14歳以上20歳未満の青年訓練所生徒以外の者からなる第二班、20歳以上30歳以下の者からなる第三班に分けたこと、さらに邑、面、国民学校の学区単位に、それぞれ邑、面、国民学校の名称を冠して青年隊が編成されたこと、青年隊は工場、鉱山、商店などにおいても職場単位でつくられた。著者は、これらによって10歳から30歳までの青少年が一人も漏れることなく組織化されたと論じた。

(4)第四章では、文献中の訓練を受けた青少年の記録と聞き取り調査によって、当時の青少年の思考の変化について論じた。青少年の思考は、順応と服従、例えば、学校の方針、教師の考え方、教育内容、監護当番などに対する順応によって、抑圧、貧困、疎外という植民地の現実を回避しようとしたこと、規則を守らなかったことなどによる教師がくだす罰を肯定、即ち、あまり抵抗なく服従したこと、志願兵、警察署などで働く朝鮮人、近代化した文明に対して憧憬心をもったこと、志願兵訓練所、青年特別錬成所などでは、

食事作法、廊下の歩き方、部屋の出入りの仕方、物の使い方としまい方、清掃法、風呂の入り方など生活の細部にわたって指導、管理した結果、著者は、朝鮮人の礼儀作法や朝鮮文化に対して劣等意識をもつ者が多くでるとともに、愛国班、朝鮮人警防隊の組織化等によって、植民地政府が考える「望ましい朝鮮人像」の方向へ進むものと、そうでない朝鮮人との間に溝が生じ、民族内の分離が生じたと論じた。

しかし、多くの青少年は、少年団、学校の愛国班員、青年団などのいくつかの団体に所属して育ちその中でアイデンティティーを形成した。植民地体制に距離を感じたり拒否しながらも、近代化の論理、日本的論理の中で、それはファシズム的、軍国主義的論理につながる論理であったが、そのような中での日本の文化、言語を是とする論理と伝統的な朝鮮の文化、言語を是とする論理の間を行き来する矛盾に富んだアイデンティティーの形成であったことを論じた。

### 3. 総評

本論文の目的は、多文化教育の視点、このうち自らの文化、言語と支配文化、言語の相克の問題に焦点をあてて、朝鮮植民地における社会教化政策に伴う文化変容とアイデンティティーについて考察することであるが、既述のように、植民地支配のための文化的、言語的変容を求める厳しい社会教化政策は必ずしも日本だけではない。今後、植民地における文化変容という研究分野における足場をつくるものとして、本論文は極めて意義のある研究である。

本論文は、論文自体として整合性をもった論文であり、植民地政府による統治システムと、その下で進行した文化変容について説得力ある論理の展開がなされている。

文献、資料については、日本側のもの、韓国側のものが適切に活用されている。

農村振興運動、国民精神総動員運動、国民総力運動が、「愛国班」の組織化、供出と配給制などによって、末端行政単位である面の下の部落に、さらに個人の支配にいたったことについて、また、創氏改名が朝鮮人にとって何を意味したか、その実施が与えた厳しさなどについて、文化変容の視点から論理的に明らかにした。

これまで十分に明らかではなかった朝鮮庶民のなかのさらにマイノリティ階層である農民、なかでも不就学者、非識字者、小作人、被差別部落民と女性のための識字教育学級である農民夜学と女性夜学について、資料を駆使して開設場所、教育目的・方針、教育内容、教師の問題、教科書、果たした役割などについて客観的に論じた。

戦時下のみで、短期間しか存在せず、従って、これまで十分な研究対象とは考えられてこなかった「朝鮮青年団」について、その組織、果たした役割などを整理して論じた。

しかし、留学生としてはやむを得ない面もあるが、日本語として容易に理解できない箇所がいくつかあったこと、愛国の情からか、思いが先になって論理構成が薄いのではと思われる箇所がこれもいくつか存在した。これらはいずれも乗り越えるのに難しい課題ではないし、本論文の価値を低めるものでもなかった。

以上のことから総合的に判断して、本論文が博士（教育学）の学位に値するものと認め報告する。